

論文概要書

リベラルな精神

——アイザイア・バーリンの政治思想——

森 達也

1 研究の目的

本論文の目的は、英国の政治思想家アイザイア・バーリン (Sir Isaiah Berlin, Order of Merit, 1909-1997) の自由主義思想の特質を明らかにすることである。

多様性という言葉は、現代世界を特徴づける際にしばしば用いられる。文化、宗教、ジェンダーなど、さまざまな領域においてかつてないほどに多様性や差異が認識・主張され、既存の——主としてヨーロッパ近代の合理主義的伝統に依拠する——社会統合原理を根底から揺るがすような出来事が日々目撃されている。今日、一方における自由主義政治経済秩序のグローバルな浸透、国境を超える人の移動、人道主義的諸価値の国際的な普及と、他方における民族紛争、国益主義、排外主義との相克は、冷戦終結の時期にもまして激しいものとなっている。

政治理論においてこの対立は概して普遍主義と特殊主義の、あるいは自由主義とナショナリズムのそれとして論じられるが、この種の議論の基層を構成する思想の一つが価値多元論である。近年の政治・道徳哲学における価値多元論への関心の高まりは、これに対するアカデミズムの注目が比較的新しいものであるという以上に、現代社会の闘争的多元化の状況に対する危機意識から生じていると言ってよいであろう。バーリンはこの価値多元論という言葉で世に普及せしめた思想家として評価されている。後述のように、特に1990年代以降、彼の価値多元論に注目した研究が増加してきており、これをナショナリズムや多文化主義の問題に適用する研究も活発である。このようにまず、バーリンの思想は価値多元論研究の一環として検討する価値を有するものである。

第二に、彼の業績のうちで最も著名なのが彼の自由論であり、相互に衝突する価値の世界を描き出しつつ、その中で最小限の個人の自由を擁護したバーリンは、冷戦期の代表的なリベラル派知識人として広く知られている。もし価値多元論が真であるとすれば、われわれはこの世界においてどのような自由主義を構想し実践することができるのか。これは現代自由主義研究の中心をなす問いの一つである。なるほど彼は現在の政治理論研究の最先端に位置する人物ではない。第一次大戦前夜から冷戦終結期まで——いわゆる「短い20

世紀」——を生きた彼の知的・道徳的資源は、現在活躍する戦後生まれの政治理論家たちのそれとは異なる。研究者や彼の知人によって、彼はしばしば19世紀以来の「オールド・リベラル」に分類されており、彼自身もそのことを認めている。しかしながら他方で後述のように、彼の自由主義の哲学的基礎には「言語論的転回」をはじめとするポストモダニズム（「近代哲学」と対比されるところの、広い意味における20世紀思想）の要素も見られる。したがって、彼の思想は価値多元論と自由主義の関係——とくにその両立のあり方——を問う者にとって有益であると同時に、古い自由主義思想と現代の自由主義政治理論との継承関係に関心を抱く者にとっても価値があると言える。

第三に、近年注目されるのが彼のユダヤ・アイデンティティとその思想および行動との関係である。パレスティナ問題は現代における最も深刻な民族紛争の一つであるが、バーリンは幼少の頃からのシオニストであり、生涯これを守り通した。パレスティナにおけるユダヤ人国家の建設は、彼みずからが説くリベラルな諸価値とどのように折り合いがつけられる／つけられないのか。近代ユダヤ人をめぐる彼の思想史研究は、今日この問題を考える者に有益な示唆を——積極的であれ、消極的であれ——与えると期待できる。加えて、この問題において彼はアカデミズムの枠内に収まらない「シオニズム知識人」として現われる。彼は第二次大戦期には英国政府のエージェントとして活動し、イスラエル初代大統領ハイム・ヴァイツマンを筆頭にイスラエルの政治指導者たちとの関係も深かった。彼の言論は欧米のユダヤ人社会のあいだで広く流通し、その知的影響力は決して無視できるものではない。その意味で、彼は20世紀の「シオニズム知識人」の理解を試みる者が避けて通ることができない人物であると言えよう。

2 バーリン研究の現状と本研究の意義

バーリンの思想を主題とした文書の歴史は、政治理論の世界で彼を有名にした『二つの自由概念』（1958年）発表直後の時期にまで遡ることができる。しかし当然のことながら、それらは彼の思想の基本的な性格や全体的な構成を考慮したものではなく、『二つの自由概念』という単一のテクストに対する批評群にとどまるものである。

バーリンの政治思想の核心を価値多元論に求めたのは、彼の友人である哲学者バーナード・ウィリアムズであった。ヘンリー・ハーディが編集するバーリン論文集の刊行は1978年に開始されるが、ウィリアムズはその第一集『概念とカテゴリー』の序論においてこの点を論じている。続いて1979年に出版されたバーリン記念論集では、彼と親交のある哲学者・政治理論家たちがバーリンの思想を同時代の思想潮流との比較からさまざまに考察している。これ以降、バーリンの政治思想の核心を彼の自由論と価値多元論に求める流れが確立したと言ってよい。この潮流は1990年代後半から2000年代にかけての日本のバーリン研究においても顕著である。

他方で彼の思想史研究に関する批判的考察は、バーリンの死後にいたるまでさほど活発ではなかったが、2000年代初頭から徐々に活性化してきている。しかしながら、それらは主として思想史の各分野の専門家がバーリンの著作を批判的に吟味する形式をとっており、彼の思想史の全体像を捉える本格的な研究は、国内外において未だ現われていない。

そして最後に、マイケル・イグナティエフの伝記によって世に広く伝えられたバーリンの人物像を批判的に吟味しながら、彼の「英国のロシア系ユダヤ人」というアイデンティティとのかかわりからその思想と行動を読み解く「知識人論」が、特に若い世代の研究者によってなされつつある。このような研究が可能になってきたのは、オックスフォード大学ボドリアン図書館のバーリン・アーカイブの整備と、現在三巻になる書簡集の出版によるところが大きい。

本論文はこれらの先行研究の成果を踏まえ、バーリンの哲学、政治理論、思想史、そしてナショナリズム／シオニズム論を総合的に捉えることを試みている。本論文の特色は、第一に、バーリンの理論的な著作群と彼の思想史研究との架橋を目指したところにある。1990年代から現在にかけて、彼の政治思想をその自由論と価値多元論を中心として検討した研究は数多いが、そこにおいて彼の思想史研究に関する本格的な考察がなされることはほとんどなかった。他方で、彼の思想史研究の個々の主題に関する批判的考察が各方面の専門家により行われてきているが、彼の業績全体を特定の観点から見渡すような研究は未だ現われていない。加えて、この両者の関係についても決定的な議論は提出されていない。

本論文では、バーリンの思想史研究が彼自身の実存的関心と呼応していることに注目し、彼の啓蒙主義と対抗的啓蒙主義、ロマン主義とナショナリズム、そして近現代シオニズムに関する著作群——これらは彼の思想史研究の「全部」ではないが、その「重心」と考えられる——が、彼自身の政治的態度を投影しているという仮定の下に解釈を進めた。まず、本論文の前半部では、彼の自由主義を構成する多様な素材を収集し、それらのある程度首尾一貫した理論として構成した。ここでは主に彼の理論的な作品群を取り扱うため、いわゆる「規範理論」や「分析的政治理論」と呼ばれる研究領域と議論を共有している。この作業ののち、後半部では、彼の政治理論の「文脈」を構成するところの、思想史および現実政治に関する彼のテキストを取り扱いながら、20世紀の歴史・政治的環境におけるバーリン自身のアイデンティティおよび政治的コミットメントの理解を目指した。その結果、彼の著作群は、「品位」という言葉に代表される彼の自由主義と、彼のナショナル・アイデンティティの核心をなすシオニズムの理念との相克として読み解くことができるという結論に至った。これは、従来「自由主義と価値多元論」の表題の下で議論されてきた彼の政治理論に具体的な文脈を与えるものである。

イデオロギーとは多様な社会的土壌のもとで成長する知的植物であり、自由主義もまた例外ではありえない。そしてこの植物が根を張るのは人々の胸中においてである。ナショナルなものが現に力を揮っている現代の政治的環境の中で、リベラルの議論はどれほどの

説得力を示すことができるのか。また、リベラルはどのような形で特殊主義的な信念と折り合いをつけることができるのか。バーリンの政治思想はこの課題の検討に適した素材であると思われる。こうした、自由主義の^{コンテクスチュアル}文脈的理解を目指したところに本研究の第二の特色がある。

それゆえ、本論文では既存の諸研究において省みられることが比較的少なかったところの、バーリンのテキスト群の時系列的な関係についても意識的に論じた。バーリンは生涯にわたり目立った「転向」を経験しておらず、その思想的態度はかなり安定しているのであるが、政治的なテキストがそれを取り巻く時代状況と不可分である以上、コンテクスト主義的なテキスト理解はやはり不可欠であろう。この点は特に本論文の後半で扱うナショナリズムおよびシオニズムの問題において重要である。

3 本論文の構成

第1章「哲学的構想」では、バーリンの初期哲学研究の検討を通じて、彼の思想の「反基礎づけ主義的」性格を明らかにする。この作業により、初期バーリンの哲学的著作群を後の政治理論・思想史研究と関連づけることが可能となる。加えて、これによって批判者たちが提起する相対主義の問題構制を解消することができ、現代自由主義政治理論をそうした問題から解放する助けとなる。

まず、論理実証主義批判から出発したバーリンが、その哲学運動の背後に古代ギリシャにまで遡ることができる哲学的誤謬を看取り、それと決別するまでの思想形成過程を検討する。彼の哲学的構想の源流は、1930年代におけるJ・L・オースティンやA・J・エイヤーらとの定期的な哲学討論会の経験に求められる。1939年の論文「検証」において、彼は実証主義者の打ち立てた有意義性の基準である検証原理に攻撃を加え、所与の文の理解可能性はその検証可能性に先行することを明らかにしている。この論文は論理実証主義批判の先駆けであると同時に、言語行為論など来るべき新たな意味理論の登場を予言している点でも重要である。次に、1950年の論文「論理的翻訳」において、彼は古典期から現代に至る哲学説に内在する「真理の対応説」を集中的に攻撃し、それが含む三つの根本的な誤謬を提示している。ここから確認できるのは次のことである。すなわち彼は1950年までの時期においてすでに、「真理の対応説に基づく確実性の探究」を放棄することにより、伝統的な一元論的哲学と決別したことである。この考えはリチャード・ローティの『哲学と自然の鏡』（1979年）を30年近く先取りしている。

次に、バーリン自身が1950年代に提示した哲学構想の断片を再構成した上で、その意義を問う。彼は科学とは別に哲学固有の意義と方法を認め、論理実証主義者の哲学観を転回させる。彼の哲学構想はカントの認識論を言語論的に捉え返したものであり、言語論的、超越論的、歴史主義的特徴を持つ。人間の認識と思考には常に言語が介在していると考え

るバーリンは、哲学の問題を基本的に言語の問題と捉える。そして彼は言語のもつ超越論的（すなわちカテゴリー構成）機能に注目し、カントの認識論と思想史研究を統合する視点を獲得している。つまり、人間の認識は歴史的に多様である言語の介在によって常に歴史性を帯びており、所与の共同体における言語の基礎的諸カテゴリーを同定する学として思想史を位置付ける視点である。かくして、彼の哲学構想は思想史研究を方法論的に基礎づけるものであることが理解される。以上の考察から次の二点が帰結する。第一に、多元論が肯定される。なぜなら、言語の多様性から世界の意味づけと限界の多様性が論理的に帰結するからである。第二に、言語批判という考えによって、デイヴィッド・ヒュームやG・E・ムーアに由来する「認識と価値（あるいは事実と当為）の実体的な区別」が否定される。その結果、道徳や政治の問題を哲学的考察の対象とすることが可能となる。

最後に、このようなバーリンの哲学構想が現代政治理論に対してもつ含意を論じる。彼の批判者たちによれば、自由主義による道徳の合理的正当化の企ては通約不可能性を伴う多元的状况において挫折し、相対主義とニヒリズムを招く。しかしながら相対主義の問題構制は、道徳における確実性の探究を放棄することによって解消する。そして通約不可能性を伴う多元性を肯定した上で政治的諸自由を保護しようとするバーリンは、ポストモダンの状況にも応答しうる新しいタイプの自由主義者と考えることができる。

第2章「価値多元論」では、前章で検討した彼の哲学的立場から帰結するところのバーリンの価値多元論について検討する。まず、価値多元論を構成する基本的諸概念を彼の一元論批判から導出し、現代の道徳哲学の諸議論と比較しつつ、その含意について考察する。価値多元論の意義は、人間の活動を鼓舞する様々な理想や価値が衝突する理由とその様態を理解し、それらの前提となる諸々の概念とカテゴリーを吟味することに存する。価値の多元的状况は、価値の「両立不可能性」および「通約不可能性」の概念によって特徴づけられる。前者は、相異なる諸価値が衝突するとき、一方が真で他方が偽という関係にあるのではなく、むしろ異なる価値基準が相容れない形で作用している状況を意味する。後者は第一に、諸価値を架橋する共通尺度の不在、すなわち比較不可能性を意味し、第二に、各々の価値の「唯一性」を意味する。多元論は、単一の価値尺度をあらゆる人間や文化に適用する行為を、個々の人格や文化の尊厳を蹂躪する行為として批判する。

第二に、価値的多元論が示すところの道徳的・政治的生活のヴィジョンが検討される。第一の問題は多元性と理解可能性の整合性である。バーリンの多元論は、相互に通約不可能な諸価値を抱く人々も、人間生活において普遍的に使用される基本的な道徳的諸概念（善悪、正邪、幸福、等々）に該当するものを共有している限り、相互の道徳的経験を理解できるとする立場である。第二の問題は多元的状况における合理的判断である。ジョン・グレイによれば、通約不可能性を含む多元的状况は合理的な道徳的・政治的判断を不可能にする。しかしバーリンは、科学的合理性とは区別される実践的な合理性を肯定し、これを「現実感覚」論として展開している。現実感覚とは、行為の意味と理由の理解にかかわるもの

であり、所与の状況において行為を導き正当化する種別的な文脈（有意味な行為の網の目としての規則・慣習）をそれ自身の語彙の下で把握する能力である。

第三に、価値多元論と自由主義の関係を哲学的に考察しながら、自由主義に対するバーリンのコミットメントの妥当性が検討される。通約不可能性テーゼによって自由主義が他の様々な生活様式の中で特権的な地位を占めることが否定される場合、自由主義を肯定する根拠に関する問題が生じる。しかしこの問題は、自由主義と多元論の言説階層の相違を認識することによって解消する。これにより、生活様式全体に対する（第三者的）選択という考えが否定され、他者や他文化の理解可能性と実践可能性が明確に区別される。ここから、彼の歴史主義と自由主義に対するコミットメントは整合的に理解できる。

最後に、価値の多元的状況に対する二つの代表的な政治的展望との比較を通して、バーリンが示唆する自由主義の方向性を明らかにする。マイケル・オークショットは、「理想の追求」という多元的・闘争的な道徳的生活様式に反対し、伝統的規範への適応と服従を強調する「習慣としての道徳」に西洋道徳の危機回避の契機を求めた。他方、グレイはこの「理想の追求」を極端な形で展開した闘争的世界像を提示し、そこにおいて唯一可能な秩序を「暫定協定」と同定した。両者は人間の合理性と多様性のそれぞれを過小評価している点で批判される。両者に対してバーリンが提示するのは、諸価値が衝突する現実の只中であって相互の奉じる価値を理解し、非暴力的な態度を保持するための実践レベルの構想、すなわち「品位ある社会」の探究であった。

第3章「価値多元論における自由と責任」では、彼の自由論と価値多元論における個人の道徳性のあり方、特にそこにおける自由と責任の関係について考察する。

『歴史の必然性』の中心的主張は、決定論が真であると想定される世界においては個人の自由と責任の概念が消失する、または無意味となるということである。彼は決定論が誤謬であることを積極的に論証するのではなく——それは不可能な企てであるとされる——、それを真と仮定した場合の実践的帰結（個人に道徳的責任を帰することが困難となる）を提示することにより、個人には自由意志があり、選択に伴う責任があるという常識的な立場、すなわち非決定論を擁護している。つまり、個人の行為に対して何らかの道徳的な評価をする（道徳的な諸カテゴリーを適用する）ためには、少なくとも人間には自由な行為の余地があると「想定する」必要があるということである（これは彼の「日常言語哲学」から帰結する立場でもある）。ここから彼はE・H・カーの実証主義的な態度を批判し、過去の出来事における道徳的評価を肯定する。

以上を確認した上で、価値多元論における自由と責任の観念について考察を進める。チャールズ・テイラーが、バーリンの消極的自由の擁護論を「マジノ線メンタリティ」と呼んで批判したことは有名である。テイラーは、人が有意味な選択を行うためには価値判断のための何らかの参照項——彼はこれを「強い評価」と呼ぶ——と主張しているが、こうした彼の目的論的想定は、価値の選択に伴う犠牲という問題に注意を払っていない。価値

多元論が真であるならば、むしろそのような参照項が存在しない事態が想定されるべきである。選択に先立つ価値基準の設定が選択それ自体の意義を無化することの問題性を、バーリンは「隠喩の具象化」を通じた「目的論の決定論への転化」として論じている。これはウィリアムズが「実践的必然性」の問題と呼ぶところのものに相当する。すなわち、安定した価値判断の枠組みがあらかじめ与えられ、人がそれに従って「選択する」ことが想定される場合、選択はその枠組みにより正当化され、個人は選択の責任を免除されるという事態が生じるのである。価値多元論が真であるならば、個人が直面する選択肢がそれぞれ固有の、相互に還元不可能な価値を有する場合があるのであり、そのような場合には価値の「損失」や「犠牲」は避けられない。この価値の喪失は固有の道徳的意義を有する。価値の喪失は選択の結果に対する配慮を行為者に呼び起こし、道徳的な感情を発生させる。道徳的責任の条件は、自己の選択に伴う喪失を承認する態度にこそ存するのである。

こうした決定論批判は、『二つの自由概念』における彼の歴史主義的態度とも整合的である。彼が非決定論を「常識」によって擁護することからわかるように、彼にとって選択の自由と責任の概念は普遍的な人間本性論に「基礎づけ」られるべきものではなく、むしろ一つの歴史的生成物である。責任と自由は、少なくとも近代社会において、われわれが人間の行為を了解する際の日常的な語彙に含まれている隠喩であり、行為を判別し評価するための道徳的なカテゴリーを構成する概念である。他方、人間が物のように扱われ得ないわけではないという指摘は、決定論も非決定論と同様に、人間の行為に対して適用可能であること（たとえばマルクスの階級決定論に基づく政治的实践）を暗示している。その意味で、個人の自由および責任の範囲自体が政治的な論争の対象——その境界をどこに定めるかという意味で——なのであり、自由主義とはこうした隠喩の再生産を目指す一つのイデオロギーであることを示している。

以上の理論的考察を踏まえ、第4章「リベラルな善の構想」では、「精神の自由」に関するバーリンの議論の分析を通じて、価値多元論を前提とするバーリンの「自由主義」に対する一解釈を提示する。

ジョン・ロールズの「政治的自由主義」は、「善に対する正義の優先性」という考えに依拠するがゆえに、それ固有の倫理的構想の提示に消極的である。中立性に関する彼の主張は、アイデンティティの政治的重要性を唱える共同体主義やフェミニズムの立場から挑戦を受けているが、周知のように、それらに対する応答は完全なものではない。本章では、「精神の自由」に関するバーリンの議論の分析を通じて、これとは別様の自由主義の可能性を探求する。

まず、バーリンの道徳的自由論を「リベラルな善の構想」の一種として提示する。それは普遍的側面と歴史的側面を有する。前者は価値の多元性に由来する悲劇的な選択の不可避性であり、後者は後期近代において自由の倫理的実践を取り巻く固有の状況への応答である。彼は悲劇的選択の両義的性格、とりわけその肯定的な側面を認識することの重要性

を主張し、これを倫理的個人主義の根拠とする。この個人主義は現代の人間の自由をめぐる問題に対する「リベラルの処方」として展開される。

次に、リベラルな善の構想を彼の寛容論と重ね合わせ、政治的構想へと架橋する。18世紀末から19世紀初頭にかけての思想史上の変化は、寛容思想の性質をも一変させるものであった。宗教改革以降の古典的な寛容思想は、何らかの真理が存在することを想定した上で、そこから逸脱する諸教説を「許容する」という構図のもとに理解可能である。他方、価値多元論の普及と共にこの真理の唯一性という想定は徐々に姿を消し、そのかわりに寛容は、等しく妥当性を有する諸教説の共存という新たな意味を獲得するようになる。加えて、バーリンの思想においては、多様な生と意見に対する肯定的な態度である「好奇心」を見出すことができる。価値多元論に基づくこの新たな寛容思想は、グレイらの「ポスト啓蒙主義的」政治理論に継承されている。

最後に、現代政治理論の中心的論点の一つであるアイデンティティの政治におけるバーリンの位置を明らかにする。承認の消極的構想としての彼の「品位ある社会」の思想は、一方においてアイデンティティの倫理的な重要性を認めつつも、承認の政治や多文化主義の議論が依拠する心理学的前提に一定の留保を付し、その過剰な政治化に警鐘を鳴らす。他方でロールズを筆頭とする「政治的自由主義」の立場に対しては、その認識論的に特権化された中立性の主張に反論する。品位ある社会の観念は、リベラルな善の構想へのコミットメントを承認することによって、自由主義が党派的だが認識論的に整合的な一つの構想として成立可能であることを示している。

第5章「対抗的啓蒙」では、彼の思想史関連の著作群を彼の政治思想の重要な一部として理解するための枠組みを定める。

政治理論研究において、自由主義とナショナリズムの問題は概してリベラル＝コミュニタリアン論争の枠組み（すなわち普遍主義と特殊主義の対立）の下で考察されてきた。バーリンは自由主義思想家の中でもナショナリズムの問題に対する関心において際立っており、この論争の先駆者としてしばしば評価される。だが、彼の著作をこうした「理論的」観点からのみ評価する試みは、彼自身が置かれた歴史-政治的状況、およびそこで育まれた知的・道徳的アイデンティティの側面を捨象することで成立しているばかりでなく、歴史叙述に関する（政治的にも重要な）諸論点の回避という犠牲を伴っている。

本章では、バーリンがベネデット・クローチェとR・G・コリングウッドから継承したと考えられる「実存的歴史観」に注目する。実存的歴史観とは、あらゆる歴史叙述はその著者の関心を何らかの形で反映していると想定する（ニーチェに由来する）立場である。それは歴史の語り手自身の歴史性と政治性に読者の注意を向けるものであると同時に、政治を思想史から語ることで政治理論に「歴史性」を導入する視点でもある。この視点の下で次の二点が明らかとなる。第一に、バーリンのロマン主義理解は彼自身の知的履歴と正確に対応している。哲学者として出発した彼は、論理実証主義批判を通じて現代哲学にお

ける「信念」の重要性を看取し、その後の思想史研究においてヒュームの信念論を賞賛するJ・G・ハーマン、そして言語起源論争を通じてヘルダーへと続くロマン主義思想の導火線を見出す。特に言語起源論争に対するバーリンの関心は、この信念の問題および現代哲学における言語論的転回の問題と複雑に絡まりあっており、20世紀英米哲学の理論的布置と並行した形で捉えられている。イアン・ハッキングが指摘するように、言語思想史家ハンス・アースレフによるバーリン批判はこの点を適切に理解していない点で的を射していない。

第二に、バーリン自身の（そしてユダヤ人一般の）アイデンティティに対する彼の省察は、彼の政治思想を理解する際に有力な解釈項となる。すなわち、彼が自由主義とナショナリズムの問題を、フランス革命前後の時期における論争との類比において理解していることが読み取れる。彼は啓蒙主義の批判者たち、すなわち「対抗的啓蒙」の思想家たちに対する共感的な理解によって知られているが、その目的は啓蒙主義の理念を否定することにあるのではなく、啓蒙主義の楽観的な想定に批判を加え、「より根源的な啓蒙」を目指すことにあった。一見すると自由主義と相反するシオニズムへのバーリンの共鳴は、ワイマール憲法に結実したコスモポリタンの寛容（あるいは啓蒙主義）の理念がナチズムの前に脆くも崩れ去った事実に対する彼の現実主義的な応答と解釈できる。この点は第6章および第7章で更に詳しく検討される。

前章の考察に基づき、第6章「ナショナリズムとシオニズム」では、ナショナリズムとシオニズムに関する彼の思想史関連の著作群を、上述の実存的歴史観——すなわち、彼が提示するヨーロッパ・ナショナリズムの「物語」は、ナショナルなものをめぐる彼自身の見方、および政治的コミットメントを反映しているという仮定——に基づいて読解する。

バーリンはナショナリズムを二種類に区別している。すなわち「良性の、穏当な」文化主義的なナショナリズムと、政治的な自己主張を帯びた「悪性の、危険な」政治的ナショナリズムである。まず、彼によれば、近代ヨーロッパにおいて前者の考えを最初に明確にしたのはJ・G・ヘルダーであった。彼はヘルダーの中心思想を「民衆主義」、「表現主義」、「多元論」の三つに求めている。民衆主義とは、「ある集団や文化に所属するのは価値あることだという信念」であり、集団への帰属が人間の本質的な必要の一つであることを示す言葉である。「表現主義」とは、人間が相異なる風土と歴史の各段階において多様な生活様式（すなわち文化）を発達させることを意味する言葉である。そして「多元論」は、それぞれの文化が唯一性を帯びており、一方を他に還元することが不可能であり、それらの優劣を文化横断的な基準によって比較することが不当であることを表す。

バーリンは、ヘルダーの多元論と相対主義を分かち要素として「人間性」の擁護を挙げている。ヘルダーが考える啓蒙とは、フィロゾフたちが考えるような理性の画一的な普及ではなく、同時代のドイツ人文主義者たちの思想に広く認められるような、すぐれて個別的（文化内在的）かつ自発的な企図——各々が与えられた社会環境の中で自己自身を知

り、それにより精神の自由を実現すること——である。また「自己形成」とは、所与の環境において自己の心身両面における諸能力を開花させ、能動的で幸福な生を送る試みである。こうしたバーリンのヘルダー理解は、近年の標準的なヘルダー研究が示す解釈と大きく異なるものではない。

他方で政治的なナショナリズムは、文化の唯一性に関するヘルダーの洞察がロマン主義的な「意志の賛美」と交わるところに生まれたとバーリンは理解している。彼によれば、カントの道徳哲学は二段階の転換を経てナショナリズムへと変容した。第一の転換は、価値の基準が普遍世界から内面へと移行したことである。すなわちカントは、人間が自分自身の作者であるという考え——自我の道徳的特権性——を生み出した。次に、この自我の特権性がフィヒテの言語論的な集団主義と結合しながら、民族＝国家に絶対的な忠誠を求める政治的ナショナリズムが形成されていく。これによりドイツ国民はフランス啓蒙主義に対する精神的な抵抗の——さらには優越的意識の——支柱を獲得したというのが、彼の「曲げられた小枝」の理論である。

次に、この文脈の下で近代ユダヤ人に関するバーリンの著作群を読み解き、彼がシオニズムを肯定するに至る思想史上の根拠を示す。彼はフランス革命後のユダヤ人の境遇を、上述のヨーロッパ・ナショナリズムの台頭への応答という形で描き出している。解放により、西欧のユダヤ人たちは自己のアイデンティティをめぐる選択——同化か伝統的生活の遵守か——に直面することになった。啓蒙の理念に共鳴する「父」の世代（ルートヴィヒ・ベルネ、ハインリヒ・ハイネ、フェリックス・メンデルスゾーン）は同化を模索するが、その後のナショナル・アイデンティティの国家的形成の過程の中で——内面的にも社会的にも——不安定な状況に置かれた。父たちの選択に懐疑的な「子」の世代（ベンジャミン・ディズレイリ、カール・マルクス、モーゼス・ヘス）はこれとは異なる答えを示した。

バーリンが特に注目するのがドイツの社会主義者ヘスであり、彼はヘスを政治的シオニズムの創始者と考えている。ヘスは社会主義者であったが唯物論者ではなく、ヘルダーと同様にネイションの実在性を信じた。『ローマとイェルサレム』（1862年）において、ヘスはユダヤ人の同化が原理的に不可能であることを論じ、ユダヤ人問題の解決をパレスティナにおけるユダヤ人共同体の建設に求めた。このように、バーリンによる19世紀思想史はヘルダーからヘスへと至るシオニズム思想形成の物語として理解することができる。

第7章「現代シオニズム運動とパレスティナの問い」では、前章の思想史的議論を引き継ぎつつ、バーリンの政治思想を現代シオニズム運動とイスラエル国家に関する彼の言動から批判的に考察する。

まず、20世紀の政治的シオニズム運動とその精神的・思想的基礎に関するバーリンの見解を整理する。彼によれば、この運動を推進に大きな役割を果たしたのが、二人の「偉大な人物」——テオドール・ヘルツルとハイム・ヴァイツマン——であった。彼によれば、政治における「偉大さ」には二種類ある。すなわち、単一の大きなヴィジョンを提示し具

現化するところの、言わば「ハリねずみ」的な人物の特性と、人間的事象に対する理解と判断において特に優れた能力を示す「狐」の特性である。ヘルツルは夢想的な「ハリねずみ」であったが、彼の熱意と驚異的な行動力は政治的シオニズム運動を現実のものとした。彼の『ユダヤ人国家』は、同化ユダヤ人家庭の若者たちが直面していた精神的危機に応答するものであった。それは自分たちの不安定な境遇を憂いた若いユダヤ人たちを惹きつけた。この若い世代は父親たちの「自己欺瞞」——啓蒙の理念を信ずるがあまり、現実の危機的状況に目を閉ざす——を批判した。バーリンはゲルショム・ショーレムと共にこの点に同意しており、ナチズムと闘い、パレスティナにユダヤ人共同体を設立する必要を説いたルイス・ネイミアやアルバート・アインシュタインの「現実感覚」を評価している。

バーリンは、シオニズム指導者ヴァイツマンの政治的現実感覚に最大級の賛辞を送っている。ヴァイツマンは東方ユダヤ人の心情を理解する民衆指導者であると同時に、狐の機知をそなえた「現実政治の達人」でもあった。しなしながら彼は、目的達成のために人道に反するような手段は用いなかった。「品位」という言葉はこの文脈において頻繁に登場する。以上により、初期のシオニズム運動に関するバーリンの認識は、当時の政治社会的状況と東方ユダヤ人の一般的心情の理解に基づく「現実主義的な」ものであったと言えるが、当然のことながら、これに対する異論も存在する。

次に、シオニズムの道徳的正当性（または必要）に関するバーリンの見解を検討する。多くの論者は、バーリンの自由主義とシオニズム支持の間に不整合を見出している。アクセル・ホネットはこの点に注目し、バーリンが消極的自由と文化的帰属との適切な関係を論証することに失敗している点が、彼の政治思想の致命的な欠陥であると批判している。しかしながら、第1章で考察した彼の反基礎づけ主義に鑑みるに、バーリンが文化的ナショナリズムの理論的「正当化」や「基礎づけ」を試みたというのは正しくない。共同体への帰属は、良くも悪くも経験的に観察される一つの人間的欲求である。彼はこれをむやみに賞賛したりむげに否定したりせず、それが現実に存在することを前提として、普通の、特別でない人間にとって可能な自由主義のあり方を模索した。彼がそのシオニズム論において展開したのは、文化的帰属が深刻なかたちで損なわれている人々が置かれた苦境から経験的に導かれるところの、その必要性の（相対的な）擁護論なのである。

シオニズムと自由との関係については、彼はヘスと共に個々のユダヤ人の選択を尊重する立場をとる。彼はT・S・エリオットの文化統合主義に反対し、イスラエルの存在自体が国内外のユダヤ人の「幸福の重心」の役割を果たすことを期待した一方で、その市民権が人種や宗教によって制限されない世俗的な国家を望んだ。これはアハド・ハアムの文化的ナショナリズムの観念に通じる考えである。

第三に、イスラエル国家をめぐる現代的論争におけるバーリンの立場について考察を加える。批判者たちの主張に反して、バーリンはしばしばパレスティナ・アラブに対するイスラエルの「犯罪」に言及しているが、エドワード・サイードのようにパレスティナ・アラブの側に立って積極的に行動することはなく、イスラエル国家のあり方をラディカルに

批判することもなかった。サイドの姿勢は、彼の文献学的コスモポリタニズム、および「故国喪失」という彼自身の境遇とも結びついたものであり、こうした立場からの批判は、たとえばコミュニタリアンによる自由主義の批判よりも強力である。しかしながら、ナショナルなものをめぐる両者の態度の間には共通点も見られる。サイドは故国喪失や周縁的存在に対する深い洞察で知られるが、それらを積極的に奨励したわけではない。ナショナルなものの暴力性を批判しつつも、彼はパレスティナの民衆が故国喪失状態から解放され、安楽を享受できることを望んでいた。

以上を踏まえ、最後に、パレスティナに樹立されるべき政治秩序に関するバーリンの意見と展望を検討する。彼はヘルダーの文化的ナショナリズムの理念に基づき、パレスティナにユダヤ人共同体が存在することを望んだ。しかし彼はそれが必ずしもユダヤ国民国家の形をとるべきだとは考えおらず、むしろ政治的な枠組みをもたない民族自決の必要性を説いた。それは諸民族を包摂する第三者的権威によって統合される帝國的な政治体、あるいはそれが各民族による一定の自治の権利を含む場合には、諸民族の対等な地位の承認にもとづく連邦国家と言うべきものである。彼は1946年に、ピール分割案(1936年)がパレスティナにおける両民族の平和的共存のための「最後の望み」であったと書いており、これ以降、彼の意見は変化していない。彼はいわゆる「一国家解決」に非常に懐疑的であり、積極的な多民族・多文化共生の展望にきわめて悲観的な展望をもっていた。彼は、その「リベラルな」気質にもかかわらず、サイドやトニー・ジャッドが説いたところの、両民族の相互不信を承認に転換させるための「勇気ある」決断に積極的ではなかった。こうした彼の態度は、現代のリベラルな政治思想が孕む問題性を批判的に考察する上で、一つの試金石となり得る。

結論においては、これまでの考察によって得られたバーリンの政治思想の思想史上の位置づけを行う。

エリック・マックとジェラルド・ガウスは、自由主義の多様な伝統を分類する方法として、「教義の類似性」と「政治的な類似性」の二つを挙げている。教義の類似性とは、世界観や哲学的方法論の共有からみた思想群のグループ化であり、政治的類似性とは、哲学的前提がいかなるものであれ、どのような政治的生活や政治制度を是認するのかという点からのグループ化である。

まず、「教義の類似性」について考えると、彼の自由主義は英米政治理論の主潮流(社会契約論、功利主義、自由市場論)とは大きく異なる。この問いに関しては、彼の自由主義の由来を彼の知的履歴から辿るやり方のほうが有望であろう。彼の知的形成には、彼みずから「三本の糸」と呼ぶところの複数の要素——すなわちドイツ＝ロシア的、英国的、そしてユダヤ的要素——が関与している。これらを検討してみると、彼の自由主義の源泉が英国的というよりもむしろ大陸的であり、そして啓蒙思想と同じくらい対抗的啓蒙思想からその知的資源を得ていたということが理解される。18世紀ドイツの対抗的啓蒙思想と

19世紀ロシア自由主義思想を背景とした20世紀英国の自由主義者の名前を、「教義の類似性」の観点から他に挙げることは——ジュディス・シュクラールを例外として——難しい。バーリンの政治思想は、現代自由主義の主要な諸潮流の中にあってきわめて独特のものであると言える。

他方で「政治的な類似性」に関しては、主に第7章の考察に依拠しながら、彼が肯定するであろう「品位ある社会」の構想を特定する。まず、彼の文化的ナショナリズム論は、民主的な国民統合の基礎を多数派文化に由来する「公共的文化」に求めるデイヴィッド・ミラーのリベラル・ナショナリズム論とは趣を異にする。次に、彼の政治社会構想はいわゆる「多文化社会」を志向するものでもない。彼は積極的な多民族・多文化共生の可能性にきわめて悲観的であった。その主な理由は、彼が異文化理解や相互承認よりも（ホップズ的な意味での）「安全」を重視したことに求められる。

バーリンの政治制度構想を考える上で、彼の下で博士論文を執筆したヤエル・タミールが、彼女の政治制度構想を国民国家にではなく、個々の民族集団を包摂する広域的な政治体に求めたことは示唆的である。彼女は、帝國的秩序にかわって優勢となった民族自決の原則が、必ずしも各個人の民族的・文化的な自己決定の助けとはならず、むしろ数多くの害悪を生み出してきたことを指摘した上で、国民国家の枠組みを、一方における民族横断的な広域秩序と、他方におけるローカルな民族共同体の自治に解体する。このような、タミールのポスト国民国家的な政治制度構想を、おそらくバーリンは肯定したであろう。彼はナショナルな理想が人々を鼓舞する力の「無視しがたい強さ」を強調する一方で、それを積極的に賞賛したり、普遍的妥当性を有する政治原理として主張することはなかった。彼が肯定したのはむしろ、ナショナリズムの暴力がヨーロッパを席卷した後で逆に明らかとなったところの、「自由主義、寛容、品位」の重要性であった。